

令和 3 年度地域密着型（介護予防）サービス事業所等実地指導の実績について

1 実地指導の実績

介護保険法第 23 条（※）及び一関地区広域行政組合介護保険サービス事業者等指導要綱に基づき、実地指導を実施しました。これについては、指定期間内に概ね 1 回（施設系は概ね 3 年に 1 回）を目安に実施しており、事業所から事前に提出いただいた調書により、利用契約に関する書類やサービス提供に関する書類及び事業所内の状況等を確認しました。

サービス名	R3 管内 事業所数	H29	H30	R1	R2	R3
地域密着型通所介護	14	4	3	1	2	4
認知症対応型通所介護	1	—	—	—	1	—
小規模多機能型居宅介護	6	2	1	2	1	1
認知症対応型共同生活介護	27	14	8	5	13	9
地域密着型特定施設入居者生活介護	2	—	—	1	—	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9	1	6	2	2	6
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	—	—	1	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	2	—	—	1	1	—
居宅介護支援事業所	50	—	16	6	3	8
訪問型サービス（総合事業）	35	—	10	6	8	4
通所型サービス（総合事業）	54	—	15	10	5	4
合計（地域密着型サービス含む）	202	21	59	35	36	37

2 監査の実績

介護保険法第 23 条及び一関地区広域行政組合介護保険サービス事業者等監査要綱に基づき、通報、相談等に基づく情報を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要がある場合、帳簿書類等の提出、出頭または立ち入り検査（監査）を行っています。

指定基準違反等が認められた場合には、勧告、命令、指定の取消し等を行いますが、令和 3 年度の監査実績はありませんでした。

※介護保険法第 23 条（文書の提出等）

保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、居宅介護支援、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス、これらに相当するサービスを担当する者に対し、文書その他の物件の提出もしくは提示を求め、もしくは依頼し、又は当該職員に質問もしくは照会をさせることができる。

3 指導内容

令和3年度の文書及び口頭での指導事項は以下のとおりです。

項 目	件 数				
	居	総	地	備考	
(1) 介護報酬、加算に関すること	3		14	職員への周知不足、利用者への説明・同意	
(2) 届出に関すること			5	事業所変更届の提出漏れ	
(3) 人員に関すること			4	基準に満たない人員配置	
(4) 設備に関すること			5	消防設備の自己点検未実施	
(5) 運営に関すること	16	24	118		
内 訳	① 入退所		1	入所要件の確認方法	
	② 被保険者証		4	利用開始日等未記載	
	③ 内容・手続きの説明・同意・契約	6	2	57	重要事項説明書等の不備
	④ 居宅サービス事業者等との連携	1			
	⑤ 利用料、預り金等	1	2	1	徴収できない費用の徴収
	⑥ 身体拘束、褥瘡予防、感染症指針等			10	指針の未作成、内容の不備
	⑦ 外部（自己）評価			4	外部(自己)評価の未公表
	⑧ サービス計画	3	4	12	担当者会議、アセスメント未実施
	⑨ 運営規程、重要事項説明書等	2	6	6	職員体制記載誤りなど
	⑩ 非常災害対策		3	8	訓練の実施・記録
	⑪ 衛生管理				
	⑫ 地域との交流			2	運営推進会議の議事録未公表
	⑬ 事故発生時の対応、事故防止の体制		2	2	指針の未作成
	⑭ 管理者の責務				
	⑮ 掲示			1	掲示していない項目
	⑯ 苦情対応	1	1	1	マニュアル未整備
	⑰ 緊急時の対応			1	マニュアル未整備
	⑱ サービスの質（研修・広告）		2	7	研修の機会の確保
	⑲ 記録		1		担当者会議の記録なし
	⑳ 秘密保持	1	1		誓約書未整備
	㉑ その他事務指導	1		1	協力医療機関の確保
合 計	19	24	146		

(良かった取り組み)

- ▶ 感染症や非常災害時の業務継続計画について、現在は経過措置期間であり、令和6年4月から義務化となるが、先駆けて作成していた。
- ▶ 自動火災通報装置の通報対象に近隣住民を加えることにより、火災時に協力を得られる体制を整えている。

令和4年度指定地域密着型（介護予防）サービス事業所指導計画について

1 実地指導基本方針

- (1) 介護サービスの質の確保と向上
- (2) 介護給付の適正な実施
- (3) 高齢者の尊厳の保持（高齢者虐待の防止、身体拘束廃止に向けた取組）
- (4) 危機管理の徹底（災害対策、感染症対策、事故防止対策、防犯安全対策）

2 実地指導の予定

- (1) 対象事業所

・地域密着型サービス	11事業所
・居宅介護支援事業所	6事業所
・総合事業（訪問型サービス）	7事業所
・総合事業（通所型サービス）	9事業所
合計	33事業所
- (2) 実施時期
令和4年9月から12月
- (3) 選定基準
 - ・施設系事業所 3年に1回
 - ・居宅系事業所 6年に1回
 - ・居宅支援事業所 6年に1回
 - ・上記のほか、情報提供などがあつた場合は、随時実施について検討する。
- (4) 指導班の編成
実地指導を適正かつ公正に実施するため、指導職員2名以上をもって行う。
- (5) 実地指導の実施通知
実地指導の実施にあたっては、原則として指導実施日の1か月前までに、指導の対象となる事業者に対し通知する。
- (6) 資料の提出
実地指導の実施前に、対象となる事業者に対し事前提出調書及び介護保険各種加算自己点検シート、平面図等の実地指導に関し必要な資料の提出を求める。
- (7) 指導方法
「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」により示された標準確認文書の確認並びに現地確認により、各種基準等に適合しているかについて確認を行う。また、サービス提供において不適切と思われる事項についても指導を行う。
- (8) 指導後の措置
実地指導から起算して概ね2週間以内に、指導の結果を検討し、その結果を当該事業者へ通知する。改善を要すると認められた事項については、文書により改善内容の報告を求めるものとする。
- (9) 新型コロナウイルス感染症予防対策
事業所における滞在時間を最小限とするため、書類審査を介護保険課事務室で行う。事業所に訪問した際には、書類審査に係る不明点や個別のケース（契約書類及びケアプランなど）、設備基準、掲示事項の確認などを行う。

令和4年度実地指導計画

No.	サービス種類	事業者名	事業所名	対象地域	実施予定時期	備考
19	居宅支援	公益社団法人岩手県看護協会	公益社団法人岩手県看護協会指定居宅介護支援事業所東山	東山	9月中旬	
20	通所型	社会福祉法人室蓬会	室蓬デイサービスセンター	大東	9月中旬	
29	GH	社会福祉法人川崎寿松会	グループホームことぶき	川崎	9月中旬	
30	通所型	社会福祉法人川崎寿松会	寿松苑デイサービスセンター	川崎	9月中旬	
26	居宅支援	社会福祉法人一関市社会福祉協議会	ケアプランセンター室根	室根	9月中旬	
25	訪問型	社会福祉法人一関市社会福祉協議会	ヘルパーセンター室根	室根	9月中旬	
27	GH	社会福祉法人室根孝養会	孝養ハイツグループホーム	室根	9月中旬	
28	訪問型	社会福祉法人一関市社会福祉協議会	ヘルパーセンター藤沢	藤沢	9月中旬	
21	GH	特定非営利活動法人なごみ	グループホームぼらん千厩	千厩	9月下旬	
22	居宅支援	いわて平泉農業協同組合	J Aいわて平泉居宅介護支援センターいわいの丘	千厩	9月下旬	
23	訪問型	いわて平泉農業協同組合	J Aいわて平泉訪問介護センターいわいの丘	千厩	9月下旬	同日実施
24	通所型	いわて平泉農業協同組合	J Aいわて平泉デイサービスセンターいわいの丘	千厩	9月下旬	
13	居宅支援	株式会社ラポール・テトラ	ラポール・テトラ居宅介護支援事業所	一関市	10月下旬	
16	居宅支援	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター一関	一関市	10月下旬	
17	特養	社会福祉法人二桜会	特別養護老人ホーム寿光荘清水	花泉	10月下旬	
18	訪問型	株式会社Myケア	Myケアサービス	花泉	10月下旬	
5	小規模デイ	合同会社桜んぼ	デイサービス晴れるや	一関市	10月下旬	同日実施
6	通所型	合同会社桜んぼ	デイサービス晴れるや	一関市	10月下旬	
7	GH	社会福祉法人つくし会	認知症高齢者グループホームほっとスマイル	一関市	10月下旬	
8	通所型	特定非営利活動法人ケアセンターいこい	いこいデイサービスセンター	一関市	10月下旬	
9	通所型	特定非営利活動法人あゆみ	デイサービス あゆみ	一関市	11月上旬	同日実施
10	訪問型サービス	特定非営利活動法人あゆみ	訪問介護 あゆみ	一関市	11月上旬	
12	居宅支援	特定非営利活動法人あゆみ	介護支援相談室あゆみ	一関市	11月上旬	
11	特定施設	医療法人一秀会	介護付きケアハウス プレシオーソ中里	一関市	11月上旬	
1	小規模デイ	有限会社ヤマフジ	機能訓練付きデイサービスゆずりは	一関市	11月中旬	同日実施
2	通所型	有限会社ヤマフジ	機能訓練付きデイサービスゆずりは	一関市	11月中旬	
3	GH	株式会社リツワ	L a g o m東五代	一関市	11月中旬	
4	訪問型	株式会社リツワ	ケアビレッジ一関ケアサービスステーション訪問介護事業所	一関市	11月中旬	
15	多機能	医療法人三秋会	クリニック小規模多機能型居宅介護	一関市	11月中旬	
14	通所型	株式会社ライフケア幸成堂	デイサービス ゆかり	一関市	11月中旬	
31	通所型	特定非営利活動法人ケアセンターいこい	いこいデイサービスセンター・平泉	平泉	11月中旬	同日実施
32	訪問型	特定非営利活動法人ケアセンターいこい	いこいヘルパーステーション・平泉	平泉	11月中旬	
33	GH	社会福祉法人稲泉会	グループホーム「けーせん」	平泉	11月中旬	

令和3年度の実地指導等から見た留意事項について

【指導事項①】

事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る必要がある。説明内容に不足が無いようにすること。

＜重要事項説明書に記載すべき事項＞※地域密着型サービス

- ・ 運営規程の概要（事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、内容及び利用料その他の費用の額、通常の事業の実施地域、その他運営に関する重要事項）

※ 運営規程の概要にサービス種類別に記載する項目

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

営業日及び営業時間、合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法

地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護

営業日及び営業時間、利用定員、サービス利用に当たっての留意事項、非常災害対策

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

営業日及び営業時間、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員、サービス利用に当たっての留意事項、非常災害対策

認知症対応型共同生活介護

利用定員、入居に当たっての留意事項

地域密着型特定施設入居者生活介護

入所定員及び居室数、施設の利用に当たっての留意事項、非常災害対策

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員、施設の利用に当たっての留意事項、非常災害対策

- ・ 従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制
- ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況 ※地域密着型特定施設入居者生活介護以外

※ 以下は、地域密着型特定施設入居者生活介護のみ必要な項目

- ・ 介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要
- ・ 要介護状態区分に応じて当該事業所が提供する標準的な介護サービスの内容
- ・ 利用料の額及びその改定の方法

◎根拠法令

運営基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第三条の七 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三条の二十九に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

解釈通知

4 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意

- ① 基準第3条の7は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、書面によって確認することが適当である。

<重要事項説明書に記載すべき事項>※居宅介護支援

- ・ 運営規程の概要（事業の目的及び運営の方針、職員の職種、員数及び職務内容、営業日及び営業時間、指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額、通常の事業の実施地域、その他運営に関する重要事項）
- ・ 介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制
- ・ 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ・ 指定居宅サービス事業者の選定理由を求めることが可能であること
- ・ 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
- ・ 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

◎根拠法令

運営基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第4条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十八条に規定する運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

解釈通知

4 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意

- ① 基準第4条は、基本理念としての高齢者自身によるサービス選択を具体化したものである。利用者は指定居宅サービスのみならず、指定居宅介護支援事業者についても自由に選択できることが基本であり、指定居宅介護事業者は、利用申込があった場合には、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、当該指定居宅介護事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、当該事業所から居宅介護支援を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定居宅介護支援事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

<重要事項説明書に記載すべき事項>※介護予防・日常生活支援総合事業

- ・ 運営規程の概要（事業の目的及び運営の方針、職員の職種、員数及び職務内容、営業日及び営業時間、指定訪問（通所）介護の内容及び利用料その他の費用の額、通常の事業の実施地域、緊急時等における対応方法、非常災害対策（通所）、その他運営に関する重要事項）

運営基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第四十九条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に際し、あらかじめ、利用申し込み者又はその家族に対し、第五十三条に規定する重要事項に関する規定の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

【指導事項②】

夜間にサービスを提供する事業所は、避難訓練を夜間想定でも実施すること。
避難口について、車いすの方も避難ができるよう、段差解消に努めること。

○根拠法令

運営基準

(非常災害対策)

第三十二条 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

【指導事項③】

従業員の勤務体制について、兼務する職毎に勤務時間を管理すること。

サービス種類により、職種毎に必要な勤務形態や常勤換算方法により算出された人数が定められています。事業所毎に人員基準を満たしているかを確認するため、従業員の勤務の体制や勤務時間等については、職種毎に管理する必要があります。

<例>常勤の従業員が勤務すべき時間数 40 時間/週

	職種	勤務形態	氏名		1 週目					週平均	常勤換算後
					月	火	水	木	金		
1	管理者	B	●●●●	シフト※	a	a	a	a	a	20	0.5
				勤務時間	4	4	4	4	4		
2	介護職員	B	●●●●	シフト※	a	a	a	a	a	20	0.5
				勤務時間	4	4	4	4	4		

※ 勤務時間帯に応じて、事業所毎に記号を付してください。

a 8:30~17:30 b 8:30~12:30 c 12:30~17:30 など。

<注意点>

- ・ 勤務時間帯と勤務時間がわかるよう、記載してください。
- ・ 事業所で定める常勤の従業員が勤務すべき時間数を超える時間を、勤務形態一覧表（常勤換算）に含めることはできません。

(例) ・ 常勤の従業員が勤務すべき時間数を週 32 時間とした場合、実際の勤務が週 40 時間となっても、常勤換算後の人数は 1 以上になりません。

【指導事項④】

運営規程等の変更について、変更後 10 日以内に提出すること。

介護保険法

(変更の届出等)

第七十八条の五 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出

なければならない。

(変更の届出等)

第八十二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅介護支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

【指導事項⑤】

居宅サービス計画に基づいた指定サービス提供内容とすること。

運営基準

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第三条の十五 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第六十五条の四第一号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第二十七条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第五十二条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第四十三条又は第四十七条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第四十九条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号ハ及びビに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

【指導事項⑥】

介護職員処遇改善加算について職場環境等の要件について職員全員に周知した内容が確認できるようにすること。

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

(キャリアパス要件Ⅰ)

次のイ、ロ及びハを満たすこと。

イ 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。

ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

(キャリアパス要件Ⅱ)

次のイ及びロを満たすこと。

イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

二 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

ロ イについて、全ての介護職員に周知していること。

(キャリアパス要件Ⅲ)

次のイ及びロを満たすこと。

イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の一から三までのいずれかに該当する仕組みであること。

一 経験に応じて昇給する仕組み

「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。

二 資格等に応じて昇給する仕組み

「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

三 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

ロ イの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

(職場環境等要件)

届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（別紙1表4参照）を全ての介護職員に周知していること。

【指導事項⑦】

サービス提供や介護報酬の加算の算定にあたり、必要従業員の員数について確認を行い、人員基準を満たす配置を行うこと。

【指導事項⑧】

身体拘束等の適正化のための職員研修について、年2回以上実施することが義務付けられていることから、研修の実施について指針等に記載し、計画的に実施すること。

運営基準

(4) 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針

⑥ 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修（第7項第3号）

介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えない。

【指導事項⑨】

記録の整備に係る保存について、組合条例、要綱で定められている5年間とすること。

事故報告について

■ サービス種類ごと届出数（件）

特養	小規模特養	老健	GH	短期入所	通所介護	訪問介護
55	4	30	44	9	19	0
訪問看護	特定施設	小規模ケア	多機能	居宅支援	介護保険外	合計
0	4	1	4	0	8	178

■ 事故の種類（件）

骨折	裂傷	打撲	誤嚥	転倒	離脱	誤薬
15	7	2	7	114	3	8
感染症	表皮剥離	交通事故	死亡	その他	合計	
1	1	2	1	17	178	

※感染症は肺結核

■ 事故の場所（件）

居室	廊下	食堂	トイレ	浴室	脱衣所	談話室
73	21	33	14	3	5	0
玄関	外	その他	不明	合計		
2	4	15	8	178		

※感染症分は「不明」に分類

■ その他

- ・ 最終報告の届出数は96件（全体の約54%）、未提出の場合は提出をお願いします。
- ・ 報告書の提出が事故発生後から半年を経過したものや、実地指導により未提出が発覚したケースがありますので、速やかに報告書の提出をお願いいたします。
- ・ 当組合へ報告する様式については、当組合ホームページに掲載されていますので、ご確認ください。